

新居浜市首都圏移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から新居浜市に移住した者に対し、予算の範囲内で新居浜市首都圏移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、令和8年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領、愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領及び新居浜市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、単身の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する。ただし、1世帯につき18歳未満の世帯員を加算は2人までとする。

2 前項に規定する18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付に当たっては、申請時において、本項第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 新居浜市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇

用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。(ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学を当該通勤とみなすことができる。以下同じ。)

- (イ) 新居浜市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に新居浜市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (ウ) 新居浜市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、愛媛県及び新居浜市が認める場合を除く。
- (エ) 申請者及び同居する世帯員に、市税の滞納がないこと。
- (オ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認める者ではないこと。
- (2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が、新居浜市、今治市、西条市及び四国中央市(以下、「東予地域4市」という。)のいずれかに所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が、東予地域4市のいずれかに所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、新居浜市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件として、次のア及びイに掲げる各要件のいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

- (ア) 新居浜市の移住相談等を受けたことがある者
- (イ) 新居浜市に居住経験のある者

イ 地域の担い手確保の要件

- (ア) 農林水産業に就業する者
- (イ) 家業等へ就業する者

(5) 起業に関する要件として、移住支援金の申請時において、愛媛県が愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に従い実施する起業支援金支給業務に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(6) 世帯に関する要件として、世帯向けの金額を申請する場合にのみ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、新居浜市移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号又は様式第3号)、就業時間の証明書(様式第4号)及び本人確認書類のほか、前条に規定する交付対象者の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、個人情報確認同意書(様式第5号)を提出する場合は、本市が発行する住民票及び納税証明書については、その添付を省略することができる。

(移住支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、移住支援金の交付を決定し、速やかに新居浜市移住支援金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求)

第6条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者は、新居浜市移住支援金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が第5条の規定による通知を受けた後、紛失等の理由により当該通知書の再交付を必要とするときは、新居浜市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第

8号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による再交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、速やかに新居浜市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第
9号)を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要が
あると認めるときは、申請者や関係機関等に対し、移住支援事業に関する報告及び立入
調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該
当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を命ずることができる。ただし、就業先
企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるときは、
この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した新居浜市から転出した
場合

ウ 第3条第1項第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支
援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した新居浜市から転出
した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。